

令和8年8月24日

保護者各位

船橋市教育委員会 学務課・指導課

災害救助法に基づく学用品の給与について

8月13日の千葉豪雨による被害について、船橋市は災害救助法が適用され、対象となる児童生徒に災害救助法に基づき必要な学用品の給与（現物支給）を行うことができます。

対象となるご家庭につきましては、教育委員会へ至急ご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、標記の件につきましては、市のホームページにおいても掲載しましたので、併せてご確認ください。

記

1. 対象者

以下の全てを満たす児童生徒

- (1) 住宅が全壊、流出、半壊、半焼又は床上浸水により損傷した。
- (2) 住宅の損傷により、学用品を喪失または損傷し、就学に支障がある。

2. 給与の方法

現物支給に限る。購入済みの物品は対象外。

3. 給与物品と給与限度額

- (1) 教科書・学校で使用している教材
- (2) 学用品（ノート、鉛筆、運動靴、体操着、裁縫用具 等）

4. 問い合わせ先

- (1) 教科書、学校で使用している教材に関する事

船橋市教育委員会 指導課 047(436)2864 shido@city.funabashi.lg.jp

- (2) 学用品に関する事

船橋市教育委員会 学務課 047(436)2813 gakumu@city.funabashi.lg.jp